

知的財産権制度関係功労者に対する経済産業大臣表彰要領(22 特第 58 号)第 4 条及び知的財産権制度関係功労者に対する特許庁長官表彰要領(201003 特許 003)第 4 条の規定に基づき、及び同要領を実施するため、知的財産権制度関係功労者表彰実施要領を次のように制定する。

平成 22 年 4 月 1 日

特許庁長官 細野 哲弘

改正 20120116 特許 7 (平成 24 年 1 月 30 日)

改正 20120224 特許 7 (平成 24 年 2 月 28 日)

改正 20140227 特許 1 (平成 26 年 4 月 7 日)

#### 知的財産権制度関係功労者表彰実施要領

(被表彰者の数)

第 1 条 被表彰者の数は、次のとおりとする。

- (1) 経済産業大臣表彰 4 以内
- (2) 特許庁長官表彰 5 以内

(被表彰者の推薦)

第 2 条 特許庁長官は、本省、外局等及び文部科学省並びに関係団体に対し、被表彰者の推薦を依頼することができる。

(被表彰者の決定)

第 3 条 特許庁長官は、選考委員会に諮ったうえで、被表彰者を決定する。なお、その際、過去に叙勲、知的財産権制度に関する功労により国家褒章を受けた者、知的財産権制度記念式典において表彰を受けた者及び本制度において同種の表彰を受けた者を原則除くものとする。

(選考委員会)

第 4 条 選考委員会の委員は、知的財産権制度に関し学識経験を有する者のうちから特許庁長官が委嘱する。

- 2 委員の数は、5 名以内とし、任期は 2 年とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(選考)

第5条 選考に際し、知的財産権制度の発展については、次に掲げる事項に留意して審査するものとする。

- イ 知的財産権制度に関する審議会等への関与を通じ知的財産権制度の改善発達に貢献したこと
- ロ 知的財産権行政、施策への協力を通じ知的財産権制度に貢献したこと
- ハ 大学・公的研究機関の知的財産権に関する活動等に貢献したこと
- ニ 中小企業・ベンチャー企業の知的財産権の活用に関与したこと
- ホ 地域の企業の知的財産権の活用に関与したこと
- ヘ 知的財産権制度又は知的財産権に関する情報の流通、利用の促進に関与したこと
- ト 知的財産権に関する人材の育成に関与したこと
- チ 諸外国との知的財産権制度の調和、知的財産権制度に関する協力に関与したこと
- リ 国内外における模倣品対策活動等を通じ、権利の保護に関与したこと
- ヌ 知的財産権制度の調査研究に関与したこと
- ル 知的財産権制度の普及・啓発に関与したこと

(通知)

第6条 特許庁長官は、被表彰者を決定したときは、その旨を速やかに推薦機関又は被表彰者に通知するものとする。

(その他)

第7条 本表彰に関する庶務は、特許庁秘書課及び企画調査課が行う。

附 則

第1条 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

第2条 産業財産権制度関係功労者表彰実施要領(20030108 特許006)は、廃止する。

附 則

1. この要領は、平成24年1月30日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成24年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月7日から施行する。